

生ごみの出し方についてのお願いです

生ごみの分別収集が始まって2ヶ月が経過しました。生ごみの収集量は徐々に増えている一方、リサイクルできない異物の混入量はわずかで、質の高い生ごみが集まっています。

つきましては、今後も正しい分別をお願いするとともに、次の点について再確認をお願いします。

出す前に確認を！生ごみ以外の物が混じっていませんか？



- ✖ 回収容器には、生ごみ以外の物はいれしないでください。
- ✖ ごみ袋などに入れたままでは出せません。
- ✖ 加工食品などは、ビニール袋に入ったままでは出せません。

写真は、生ごみの中から取除いた異物です。ある日の収集分でごみ袋に混入してしまっていました。びん・缶詰・スプーン、たわしなど…。生ごみを出す前に、リサイクルできない物が混じっていないか、もう一度確認しましょう。

卵の殻が多くて困っています…。卵の殻は「燃やせるごみ」です！



生ごみの手選別作業の様子



取り除いた卵の殻

生ごみのリサイクル施設では、生ごみに混じった異物を手作業で取り除いています。

特に卵の殻は、リサイクル施設の配管を詰まらせ、故障の原因となることから、徹底した除去を行っていますが、細かく砕かれた殻を取り除くのは容易ではありません。卵の殻は「燃やせるごみ」に出してください。

入れ過ぎないで！

- ✖ たくさん出していただいておりますが、ちょっと入れ過ぎです。持ち運びがとて大変。



- 容器の内側に示した線が目安です。複数の回収容器を設置している集積所では、分けて入れてください。



※回収容器の配置個数が足りない場合には、環境対策課までご連絡ください。

問い合わせ 環境対策課廃棄物対策係 ☎46-5528

犬の登録について

—飼い犬の登録・狂犬病予防注射は飼い主の義務です—

犬を飼っている方は、住んでいる市区町村に犬の登録を行わなければなりません。登録は1頭の犬につき、基本的に生涯1回ですが、引っ越しをした場合や所有者を変更した場合、死亡した場合は届け出が必要です。

また、年1回の狂犬病予防注射の接種も義務付けられています。町では毎年4月に集合注射を実施していますが、動物病院で予防注射を受けた場合は、役場にて注射済票の交付を受けてください。

犬の登録等に係る手数料は次のとおりです。

犬の登録	注射済票の交付	鑑札の再交付	注射済票の再交付
3,000円	550円	1,600円	340円



※鑑札や注射済票は、必ず犬の首輪に装着しましょう。

犬の登録やその他の届け出が済んでいない方は、環境対策課または歌津総合支所町民福祉課で手続きいただけますようお願いいたします。

犬を飼っている方々へ

飼っている犬が散歩中にフンをしてしまった場合、飼い主の方が責任を持ってフンの処理をしなければなりません。フンの処理を行わないと地域の方々への迷惑となり、公害となる可能性もあります。ルールを守って正しく生活しましょう。

問い合わせ 環境対策課環境政策係 ☎46-5528



ご協力ください！ 家畜や家きんを飼っている皆さんへ

家畜伝染病予防法が平成23年に改正されたことにより、家畜（牛、豚、馬、緬山羊）及び家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう）の飼養者には、毎年1回飼養頭羽数及び飼養管理状況の報告が義務づけられました。飼養者の方は、役場から送付する書類に記入し、2月5日（金）までに産業振興課農林業振興係へ提出をお願いします。報告書類がお手元に届かなかった方は、産業振興課へお問い合わせください。

なお、報告書類が提出されない場合や不適切な飼養管理が行われていることが明らか場合は、県家畜保健衛生所が行う指導の対象となります。

また、愛玩用として鶏等の家きんを1羽以上飼養している方も飼養羽数の報告対象となっています。飼養している方には報告書類を送付しますので、産業振興課農林業振興係まで提出ください。

問い合わせ 産業振興課農林業振興係 ☎46-1378
宮城県東部家畜保健衛生所 ☎0220-22-2395

猫を飼育している皆様へ



最近、猫に関する相談や苦情などが増えています。

猫が繁殖して困っている場合は、捨てたりなどはせずに他に飼ってくれる方を探するなど飼主としての責任を果たしてください。望まない繁殖を防ぐためには、「去勢」「避妊」手術を行うか、室内で飼うことをおすすめいたします。

また、野良猫が増える原因となりますのでむやみにえさを与えないでください。

※動物を傷つけたり殺したりする行為または動物を捨てる行為は、動物愛護法により罰せられる場合があります。

問い合わせ 環境対策課環境政策係 ☎46-5528

迷い犬について

飼犬がいなくなった時や迷い犬を発見したときには、気仙沼保健所または環境対策課まで連絡してください。その際には、犬の毛色などの特徴や時間、場所などを伝えてください。

飼主の方は首輪に鑑札をつけましょう。迷い犬が保護された場合に、鑑札があると飼い主の確認ができます。

問い合わせ 気仙沼保健所食品薬事班 ☎22-6615
環境対策課環境政策係 ☎46-5528